

建設にかかわる多くの方々の「声」を紹介しています。今回は、中小企業庁 事業環境部 財務課の市川 紀幸さんに中小企業の事業承継についてお聞きしました。2回にわたり掲載します。



中小企業の事業承継は喫緊の課題。早めに対策を立てていただきたいと思います。

承継に伴う贈与・相続税は、まるまる猶予へ

中小企業の事業承継は喫緊の課題です。国としても向こう10年間を集中取り組み期間と定め、支援に取り組んでいます。

まず後継者が決まっている企業に対しては、事業承継税制の拡充や金融支援の充実などの支援策で円滑な承継を後押ししています。

事業承継税制は、事業承継に伴い譲り渡される株式の贈与や相続に対して課される税の納税猶予を認めるものです。2018年度の拡充によって、その適用を受けられる要件を緩和したり、適用後に想定されるリスクを軽減したりしています。要件緩和では例えば、拡充前は対象株式数に3分の2までという上限を置き、猶予割合を相続税の場合で80%と定めていましたが、拡充後はその上限を撤廃し、猶予割合を100%にまで拡大しました。2018年1月1日から2027年12月31日までに発生する贈与や相続が対象です。

金融支援は、株式の集約資金や会社の運転資金など事業承継後に必要になる資金を日本政策金融公庫や沖縄振興開発金融公庫から低利で借りることができるようにするものです。2018年度には充実策として、後継者が対象株式を購入するために用いる資金など事業承継に必要な資金も、低利融資の対象に加えられました。ただ、各公庫から実際に低利融資を受けられるようになる時期は、2019年4月以降の見通しです。いずれも、信用保証協会による信用保証には特別枠が用意されます。



中小企業庁
事業環境部 財務課
税制企画調整官
いちかわ のりゆき
市川 紀幸

事業承継ネットワークで気付きの機会提供

一方、後継者が決まっていない企業に対しては、事業承継のことをそろそろ検討するように促すことに力を入れています。2017年度から都道府県単位で「事業承継ネットワーク」という組織を立ち上げ、経営者にとって身近な金融機関などが「事業承継診断」と呼ぶ簡単な質問をきっかけに承継に向けた気付きの機会を提供し、その準備を促す活動を展開しています。構成メンバーは、地元金融機関や商工会・商工会議所などです。2018年度には、県独自で取り組む3県を含め全都道府県に、こうした組織が設立されるに至りました。

建設業のように、歴史が長く、地域性のある産業では、事業承継をオープンに語る土壌はまだ広がっていないかもしれません。しかし、後継者不在のまま廃業に追い込まれてしまうと、地域の経済や雇用にとって大きな損失です。そうした損失を生じさせないためにも、早めに対策を立てていただきたいと思います。税理士や金融機関などの身近な専門家や事業承継ネットワークにぜひ一度、ご相談ください。

(つづく)

